

アフリカ豚コレラに関する特定家畜伝染病防疫指針の主な変更点

- ：防疫指針本体の変更内容
- ：防疫指針留意事項（局長通知）の変更内容

前文

- 国内における現在の豚コレラの発生状況及び近隣諸国におけるアフリカ豚コレラの発生状況を踏まえ、国内外の現状を追記。

第1 基本方針

- 豚コレラ防疫指針の準用を止め、全ての事項を明記。
- 発生時には、迅速なと殺、死体の処理等が重要であることに加え、疫学関連家畜の特定も重要であることから、都道府県が疫学関連家畜を早期に特定し、厳格に監視することを追記。

第2 発生の予防及び発生時に備えた事前の準備

- 豚コレラ防疫指針の準用を止め、全ての事項を明記。
- また、都道府県が取組として、飼料販売業者、死亡獣畜運搬業者等への飼養衛生管理の周知や、と畜場、化製処理場等の家畜処理施設における消毒設備の設置の指導について追記。

第3 浸潤状況を確認するための調査【新設：資料3-2及び3-3参照】

- 都道府県は、原則として、家畜保健衛生所で実施する全ての病性鑑定について、豚コレラの検査に併せ、アフリカ豚コレラの抗原検査（PCR検査）を実施する旨を明記。
- 都道府県は、関係機関及び関係団体等の協力のもと、野生いのししの生息状況の把握及び死亡いのししにおけるアフリカ豚コレラの抗原検査（PCR検査）を豚コレラの検査に併せて実施することを明記。
- アフリカ豚コレラの検査を実施する際の検査方法について明記し、アフリカ豚コレラの診断マニュアルを作成。

第4 異常豚等の発見及び検査の実施

- アフリカ豚コレラを疑う異常豚が確認された場合について、家畜伝染病予防法第13条の2第1項で規定する特定症状（平成31年3月13日付け農

林水産省告示)に基づく早期通報を明記。

- 特定症状を示す異常豚が確認された場合、直ちに農研機構動物衛生研究部門に検体を送付し、検査を実施する旨を明記。
- 動物衛生研究部門における検査として、必要に応じた遺伝子解析を追記。また、蛍光抗体法を削除。
- 野生いのししでアフリカ豚コレラウイルスの感染が確認された場合の対応について、半径 10km 県内の豚飼養農場への立入り検査・移動制限、飼養衛生管理の徹底指導、周辺地域の野生いのししの調査、陽性いのししの適切な処理等について明記。

第5 病性等の判定

- 豚コレラ防疫指針の準用を止め、全ての事項を明記。
- 患畜の判定について、遺伝子検査（PCR 検査及び必要に応じた遺伝子解析）を追記。
- 患畜の判定基準から蛍光抗体法で抗原が検出された場合を削除。
- 疑似患畜の判定について、移動制限区域内において臨床症状を呈する異常豚がいた場合、家畜保健衛生所における遺伝子検査で判定できる旨を追記。

第6 病性等判定時の措置

- 豚コレラ防疫指針の準用を止め、全ての事項を明記。実質的な内容の変更はなし。

第7 発生農場等における防疫措置

- 都道府県は、発生農場の防疫措置の前後に、周辺の農場へのねずみ等を介したウイルスの拡散を防止するための殺鼠剤や忌避剤の散布を行う旨を明記。また、ウイルスを伝播する可能性がある吸血昆虫（ダニ等）の散逸を防ぐため、殺虫剤を散布することも明記。
- 原則として、上記の発生農場におけるねずみ等の対策措置の終了後 24 時間以内にと殺を完了させ、また、72 時間以内に埋却等を完了させることに修正。
- 発生農場において感染経路を究明するための検査に係る検体の採材について、目安となる検体数や無作為抽出の徹底について明記。

第8 通行の制限又は遮断

- 豚コレラ防疫指針の準用を止め、全ての事項を明記。実質的な内容の変更なし。

第9 移動制限区域及び搬出制限区域の設定

- 都道府県は、制限区域内の飼養者に対し、毎日の健康観察を徹底するよう指導すること、野生いのしし等の野生動物の農場への侵入防止策の徹底を指導すること及び法第52条に基づく毎日の豚の死亡頭数等について報告を求めることを明記。
- 移動制限区域内における指導事項を明記。また、法第52条に基づく報告徴求を行う場合の報告内容を明記。
- 制限区域内の農場に対し実施する清浄性確認検査について、豚等が症状を示さない場合等において、制限を解除する直前に検査を追加することができる旨を明記。
- 移動制限区域内の豚等のと畜場への出荷について、制限の対象外の措置として出荷できる規定を追記。
- 上記の要件として、出荷計画の提出、出荷前1週間の健康状態の確認及び出荷直前のPCR検査の実施等を明記。

第10 家畜集合施設の開催等の制限

- 豚コレラ防疫指針の準用を止め、全ての事項を明記。実質的な内容の変更なし。

第11 消毒ポイントの設置

- 豚コレラ防疫指針の準用を止め、全ての事項を明記。
- 消毒ポイントにおいて消毒を実施した際に、消毒した旨の証明書を発出すること、また、都道府県においても実施した車両を特定できるよう記録し、保管することを明記。

第12 ウイルスの浸潤状況の確認

- 疫学関連家畜が飼養されていることが確認された場合は、直ちに農場に立入り、特定症状の有無を確認することを明記。

- 都道府県は、疫学関連家畜が飼養されている農場の飼養者に対し、毎日の健康観察の徹底を指導すること及び法第 52 条に基づく毎日の死亡頭数等について報告を求めることを明記。
- 法第 52 条に基づく報告徴求を行う場合の報告内容等について明記。
- 疫学関連家畜飼養農場において、まん延防止措置が適切にとられている場合については、動物衛生課と協議の上、特定の場所へ豚等を移動できる旨を明記。また、その際の要件及び検査内容について明記。
- 疫学関連家畜飼養農場における移動制限等の措置について、22 日経過した後立入検査を実施し、解除することができる要件及び検査内容を明記。
- 発生状況確認検査及び清浄性確認検査について、都道府県が PCR 検査を実施し、必要に応じて血清抗体検査を実施する場合については、検体を動物衛生研究部門に送付の上、同部門が検査を実施する旨を明記。
- 発生状況確認検査及び清浄性確認検査について、各種検査を実施するために必要な検体数等について明記。
- 発生農場確認検査及び清浄性確認検査において、検査員が検査を行う際に遵守すべき事項について明記。

第 13 ワクチン 変更なし

第 14 家畜の再導入

- 発生農場において、再開のために家畜を再導入する場合には、モニター豚を導入し、当該農場の清浄性を確認するための検査を実施する旨を明記。
- 都道府県は、再導入するに当たって、当該農場において飼養衛生管理基準が遵守できる体制になっているか確認する旨を明記。また、導入後も飼養衛生管理の状況について定期的に確認し、必要に応じて指導する旨を明記。
- モニター豚の検査について、原則、豚舎あたり 30 頭以上を配置すること、当該豚を導入後 15 日経過した後、全ての豚舎に立入り、臨床検査及び PCR 検査を実施することを明記。

第15 発生の原因究明

- 豚コレラ防疫指針の準用を止め、全ての事項を明記。実質的な内容の変更なし。

第16 その他

- 豚コレラ防疫指針の準用を止め、全ての事項を明記。
- 農林水産省消費・安全局長は、本病が発生した場合であって本指針に追加して防疫措置等を講じる必要が生じた場合には、小委の専門家等の意見を踏まえ、通知等により緊急的に運用し、防疫措置終了後に本指針の改正を検討する旨を明記。
- 野生いのしし対応マニュアルについて、野生いのしし陽性確認地域の農場の移動制限について追記し、併せてその対象外となる要件・検査内容等について追記。

(以上)